

第4編 災害復旧計画

<目次>

第1章 災害復旧事業の実施	266
第1 災害復旧事業の種類	266
第2 激甚災害の指定に関する事項	266
第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項	268
第2章 生活再建支援	270
第1 災害弔慰金等の支給等	270
第2 生活福祉資金の貸付	270
第3 被災者生活再建支援金の支給	270
第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力	271
第5 租税の減免等	271
第6 介護保険における措置	271
第7 公共料金の特例措置	272
第8 職業のあっせん	272
第9 その他	272
第3章 災害公営住宅の建設	273
第4章 災害義援金の募集等	274

第1章 災害復旧事業の実施

大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防設備災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業

- ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ④ 水防資材費の補助の特例
 - ⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ⑥ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ⑦ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業

- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (4) その他の財政援助措置
- 公共土木施設及び公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) ㈱日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第2章 生活再建支援

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第1 災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1 災害弔慰金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 災害見舞金等の支給

「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象により生じた被害及び火災による被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対する生活福祉資金の貸付けに連携してあたるものとする。

なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者

で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力

県による被災者又はその遺族への災害援護金及び死亡見舞金の支給に対し、市は対象者への支給が円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。

第5 租税の減免等

各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免及び徴収猶予等の受付を行う。

1 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

2 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

3 国民年金保険料

被災した年金加入者、又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ、知事に免除申請者を進達する。

4 保育料等の減免

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、こども園及び保育所の保育料等を減免する。

第6 介護保険における措置

災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

- (1) 認定更新期限の延長措置（災害等のやんだ日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）
- (2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）、給付差し止めに関する措置
- (3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第14条）

第7 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

- (1) テレビ受信料金の免除等
- (2) 電話料金・電話工事費の減免等
- (3) 電気料金・工事費負担金の免除等
- (4) 上下水道料金の減免等
- (5) し尿くみ取り手数料の免除等
- (6) 市営住宅家賃等の減免
- (7) 保育料の減免
- (8) 廃棄物処理手数料の減免

第8 職業のあっせん

公共職業安定所に、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策について要請する。

第9 その他

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

資料

- 1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-8 加東市災害見舞金等支給規則
- 13-1 災害弔慰金・災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準
- 13-2 県災害援護金等の支給基準
- 13-4 県被災者生活再建支援金の概要
- 13-5 生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）

第3章 災害公営住宅の建設

災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

1 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

2 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業協会等に、調達のあつせん等を要請する。

3 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 政令月収が公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。

(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)

4 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

資 料

13-8 り災証明書の様式

第4章 災害義援金の募集等

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

1 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

2 義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

3 義援金の配分

義援金は、被害状況確定後において社会福祉協議会に義援金配分委員会を設置し配分する。

4 義援金配分委員会

義援金配分委員会は、被災世帯及び人員、被災状況及び義援金総額等を考慮して配分計画を作成するものとする。